

# 自転車乗車用ヘルメット着用促進補助事業

## 拡充して再開します！

拡充点

- ・ 全市民が補助金の対象に
- ・ 申請期間は**3月末**まで！！



## 補助金の対象となる購入経費

- ① 満7歳～満18歳になる方  
満65歳以上となる方  
⇒令和5年4月1日以降に購入したヘルメット購入費が補助対象
- ② 上記①の年齢以外の方  
⇒令和5年10月1日以降に購入したヘルメット購入費が補助対象

## 補助申請者

- ① 満18歳以下の方は原則保護者が申請者
- ② 満19歳以上の方は本人が申請者

## 補助対象のヘルメット ※①②の要件を満たすもの

- ① 自転車乗車用に製造された新品（個人間売買やフリーマーケット等での購入は対象外）
- ② 次の安全基準マークのいずれかが付されているもの

- (1) SGマーク
- (2) JCFマーク
- (3) CEマーク
- (4) GSマーク
- (5) CPSCマーク

マークデザイン例



## 補助金額

ヘルメット購入費の1/2（上限2,000円、100円未満切捨て）

※補助対象者1人につき1個（回）限り

※購入時のポイント利用や値引き、送料等は補助対象外

## 申請期限

令和6年3月31日

※補助金予算額に達し次第、受付終了となります。

# 補助金の申請から交付までの流れ

## 1 ヘルメットを販売店で購入

・新品かつ安全基準マークが付されているものか確認してください。

## 2 申請書を防犯交通安全課へ提出 ※郵送可

・申請書（様式第1号）は、防犯交通安全課窓口、市ホームページから入手できます。



### 添付書類

① 領収書等（代金の支払い手続きが完了したことを証する書類）

※次の5項目が記載されたもの

- (1)申請者又はヘルメット着用者の氏名
- (2)領収日
- (3)領収金額（購入単価がわかるもの）
- (4)購入相手方（販売店の名称・住所・連絡先）
- (5)購入品名（ヘルメット代等）

② ①を補完する書類（購入明細書等）

③ に5項目のいずれかの記載がない場合、記載があるものを一緒に提出

③ 安全基準を証明する書類

※申請書裏面の販売店記入欄で証明が確認できる場合は不要

取扱説明書の写し、安全基準マークが入った現物の写真の提出又は現物の提示

※4請求書を併せて提出していただくことも可能です。



## 3 通知書(補助金交付決定兼額確定通知書)が郵送で到着

・申請書類を審査の上、申請書に記載された住所に通知書を郵送します。

## 4 請求書を防犯交通安全課へ提出 ※郵送可



## 5 補助金が指定口座に振り込まれます。

★令和5年4月から道路交通法が改正され、**自転車乗車中はヘルメットの着用が努力義務化**となりました。

※不明な点は電話での問い合わせや補助要綱を確認ください。



## お問い合わせ先

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市役所 市民安全部 防犯交通安全課 交通安全係 TEL 0564-23-6340

窓口対応時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15（年末年始、祝日を除く）